

宗像市長 伊豆美沙子様
宗像市議会議長 神谷建一様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小林栄二

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 監査委員 | 佐藤光俊 小林栄二 |
| (2) 監査の種類 | 定期監査（財務監査及び行政監査） |
| (3) 監査の対象 | 対象事務：健康福祉部介護保険課の事務事業（別表）
対象期間：令和2年4月から令和3年1月まで |
| (4) 監査の実施場所 | 宗像市監査委員事務局 |
| (5) 監査の日程 | 令和3年4月27日（火） |

2 監査の着眼点及び主な実施内容

介護保険課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかを着眼点とし、宗像市監査基準に基づき監査を実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、次の点について指摘する。

(1) 契約に関する事蹟について

ア 介護保険料納入（決定）通知書送付に係る納付書等作成業務に関する事蹟について、本業務には個人情報が含まれるため、宗像市（特定）個人情報保護事務取扱要領様式第9号の委託事務に係る誓約書を徴しているが、宗像市契約事務規則第44条第2項第3号の規定に基づき契約書を省略できない契約とすべきところ、請書を徴し契約書を省略しているため、適正に事務処理されたい。

イ 在宅介護実態調査業務委託に関する事蹟について、予定総額から宗像市契約事務規則第44条の規定に基づく契約書の作成を省略できるものには該当しないため、契約書を作成すべきところ、請書を徴し契約書を省略しているため、適正に事務処理されたい。

(2) 離島在宅サービス事業費補助金に関する事蹟について

補助金の変更交付決定に係る起案文書において、交付額が10万円を超える場合は部長決裁が必要であるが、変更交付決定額が10万円を超えているにも関わらず、課長が決裁しているので、適正に事務処理されたい。

別表

介護保険課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	介護保険料の賦課及び収納に関する事蹟	○	○
	宗像市介護保険運営協議会に関する事蹟	○	○
	事業所指定申請手数料に関する事蹟	○	○
	需用費及び役務費に関する事蹟（別記）	○	○
	委託料に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金・補助及び交付金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	時間外勤務命令簿		○
	出勤簿		○

別記

需用費及び役務費に関する事蹟

1	介護保険料納入（決定）通知書送付に係る納付書等作成業務
---	-----------------------------

委託料に関する事蹟

1	在宅介護実態調査業務委託
2	MCWEL介護保険システム（宗像市分）保守業務委託
3	MCWEL介護保険V2電子審査会NEXT保守業務委託
4	介護認定訪問調査委託料

負担金・補助及び交付金に関する事蹟

1	離島在宅サービス事業費補助金
2	7月分居宅介護福祉用具購入費（23件）
3	4月分介護予防住宅改修費（16件）
4	高齢者施設等特別支援金
5	高額介護サービス費相当事業